

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度（令和4年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における同項各号に掲げる数量について、次のとおり定められましたのでお知らせします。

令和3年12月27日

1 まあじ

- （1） 都道府県別漁獲可能量（漁業法（以下「法」という。）第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

現行水準（目安となる数量を示して、隻数、操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うことをいう。以下同じ。）

- （2） 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県まあじ漁業	現行水準（目安数量313トン）

2 まいわし対馬暖流系群

- （1） 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
現行水準

- （2） 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県まいわし対馬暖流系群漁業	現行水準（目安数量100トン未満）